

伊勢市議会議員政治倫理条例

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">○伊勢市議会議員政治倫理条例</p> <p style="text-align: right;">平成29年9月29日 条例第33号</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 議員は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定を厳守するとともに、次に掲げる基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の趣旨に従い、議員の親族（1親等内の血族及び姻族並びに配偶者をいう。以下同じ。）若しくは議員自身が役員をしている企業、団体又は議員の親族若しくは議員自身が経営に携わっている個人商店の市との契約等に関し、一切の関与をしないこと。</u></p> <p>(4) 市の職員の採用、昇任又は人事異動に関し、特定の個人の推薦又は紹介をしないこと。</p> <p>(5) 市から補助金等の交付を受けている団体を代表する役員に就任しないこと。</p> <p>(6) 市税等の完納又は健全な計画に基づく分納等その納付を誠実に行うこと。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為をしないこと。</p> <p>(審査の請求)</p> <p>第4条 市民又は議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる議員があるときは、市民にあつては法第18条に規定する選挙権を有する者の総数の100分の1以上の連署を、議員にあつては2会派以上かつ議員定数の4分の1以上の連署をもって、議長に審査の請求をすることができる。この場合において、その理由を明らかにした文書をもって行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第5条～第10条 略</p>	<p style="text-align: center;">○伊勢市議会議員政治倫理条例</p> <p style="text-align: right;">平成29年9月29日 条例第33号</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 議員は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定を厳守するとともに、次に掲げる基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 市の職員の採用、昇任又は人事異動に関し、特定の個人の推薦又は紹介をしないこと。</p> <p>(4) 市から補助金等の交付を受けている団体を代表する役員に就任しないこと。</p> <p>(5) 市税等の完納又は健全な計画に基づく分納等その納付を誠実に行うこと。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為をしないこと。</p> <p>(審査の請求)</p> <p>第4条 市民又は議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる議員があるときは、市民にあつては<u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）</u>第18条に規定する選挙権を有する者の総数の100分の1以上の連署を、議員にあつては2会派以上かつ議員定数の4分の1以上の連署をもって、議長に審査の請求をすることができる。この場合において、その理由を明らかにした文書をもって行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第5条～第10条 略</p>